

表5 労災保険法に基づく保険給付及び石綿救済法に基づく特別遺族給付金の業種別支給決定内訳

(平成20年度)

	労災保険法				石綿救済法			
	(内訳)				(内訳)			
	肺がん	中皮腫	良性石綿胸水	びまん性胸膜肥厚	肺がん	中皮腫	石綿肺	びまん性胸膜肥厚
<b>建設業</b>	<b>243</b>	<b>251</b>	<b>16</b>	<b>16</b>	<b>16</b>	<b>15</b>	<b>4</b>	
ほ装工事業								
建築事業(既設建築物設備工事業を除く)	164	169	10	15	13	11	3	
既設建築物設備工事業	57	62	4			3	1	
機械装置の組立て又は据付けの事業	10	4	1	1	1			
その他の建設事業	12	16	1		2	1		
<b>鉱業</b>		<b>1</b>						
金属鉱業、非金属鉱業、石炭鉱業								
原油又は天然ガス鉱業								
採石業		1						
<b>製造業</b>	<b>214</b>	<b>255</b>	<b>12</b>	<b>7</b>	<b>45</b>	<b>28</b>	<b>4</b>	<b>1</b>
食料品製造業(たばこ等製造業を除く)		1						
繊維工業又は繊維製品製造業	8	9	1			1		
木材又は木製品製造業	1	3	1					
パルプ又は紙製品製造業	4	4				1		
印刷又は製本業								
化学工業	27	15	1	1	3	2		
ガラス又はセメント製造業	5	7			2			
コンクリート製造業	5	4			3		1	
陶磁器製品製造業								
窯業又は土石製品製造業	18	23	2	1	6	1	2	1
金属精錬業(非鉄金属精錬業を除く)	9	7				4		
非鉄金属精錬業	1	1						
金属材料品製造業(鋳物業を除く)	1	1				1		
鋳物業	2	1			1	1		
金属製品製造業又は金属加工業	7	20	1					
洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業	1							
めっき業	2							
機械器具製造業	16	28	1		1	4		
電気機械器具製造業	2	12				1		
輸送用機械器具製造業(船舶製造を除く)	15	38	2	3	12	7	1	
船舶製造(修理業を含む)	81	74	2	2	16	5		
計量器、光学器械、時計等製造業								
貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業								
上記以外の製造業	9	7	1		1			
<b>運輸業</b>	<b>18</b>	<b>13</b>			<b>3</b>	<b>1</b>		
交通運輸事業	2	2						
貨物取扱事業	5	5			1	1		
港湾貨物取扱事業	7	4			1			
港湾荷役業	4	2			1			
<b>電気、ガス、水道又は熱供給の事業</b>	<b>4</b>	<b>2</b>				<b>2</b>		
<b>その他の事業</b>	<b>24</b>	<b>37</b>	<b>1</b>		<b>1</b>	<b>1</b>		
清掃、火葬又はと畜の事業	1	1						
ビルメンテナンス業		3						
倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業		2						
通信業、放送業、新聞業又は出版業		1						
卸売業、小売業、飲食店又は宿泊業	5	11						
金融業、保険業又は不動産業	1	2						
その他の各種事業	17	17	1		1	1		
<b>合計</b>	<b>503</b>	<b>559</b>	<b>29</b>	<b>23</b>	<b>65</b>	<b>47</b>	<b>8</b>	<b>1</b>

注 業種については、「日本標準産業分類」を参考として作成された「労災保険適用事業細目」により分類した。